八　機構法第十八条第一項第八号に規定する研究者及び技術者の養成及び資質の向上に関する事項
九　機構法第十八条第一項第九号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
十　機構法第十八条第一項第十号に規定する附帯業務に関する事項
十一　業務委託の基準
十二　競争入札その他契約に関する基本的事項
十三　研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮に関する事項
十四　宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するために機構が講ずべき措置に関して必要な事項
十五　機構の業務に係る技術に関する情報又は技術が化体した物品の漏えい又は流出の防止その他の適切な管理に関する事項
十六　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条　機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

2　機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

一　次号から第四号までに掲げるもの以外のもの　文部科学大臣

二　機構法第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（次号及び第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣及び総務大臣

三　機構法第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

四　機構法第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

（中期計画記載事項）

第三条　機構に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一　施設及び設備に関する計画
二　人事に関する計画
三　中期目標の期間を超える債務負担
四　積立金の使途
五　その他機構の業務の運営に関し必要な事項

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第四条　機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（各事業年度の業務実績の評価に係る事項）

第五条　機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを内閣府、総務省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

（中期目標期間終了後の事業報告書の提出に係る事項）

第六条　機構に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項）

第七条　機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該報告書の写しを内閣府、総務省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会に送付するものとする。

（受託打上げに関する特約の認可の申請）

第八条　機構は、その行う人工衛星等の打上げであって委託に応じて行うもの（以下この条において「受託打上げ」という。）について、機構法第二十二条第一項に規定する特約の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び総務大臣（当該受託打上げの実施に係る特約が、機構の業務のうち宇宙の利用の推進に関するもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）に係るものである場合にあっては、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣）に提出しなければならない。

一　当該受託打上げの実施時期
二　当該受託打上げに係る人工衛星の名称及び人工衛星打上げ用ロケットの種類
三　当該受託打上げに係る人工衛星等の打上げの委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
四　当該受託打上げに係る機構法第二十二条第一項に規定する特約の内容

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第九十六号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十五日

総務大臣　樽床　伸二

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項中「釜石市小佐野町三の八の二四　釜石税務署」を「釜石市小佐野町三の八の二　釜石税務署　釜石市鵜住居町第七地割一番地　釜石税務署　東北地方整備局南三陸国道事務所」に改め、同表栃木県の項中「那須郡那須町大字湯本二〇七　那須郡那須町大字湯本二〇七の二　関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所」を「那須郡那須町大字湯本二〇七　那須御用邸皇宮護衛官派出所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十四年十一月一日から適用する。